

Q 最近、草津市に引っ越してきましたが、投票できますか

A 選挙人名簿登録基準日(公示日(告示日)の前日)が、市で住民票を作成した日(市民課に転入の届出を提出した日)から起算して3カ月が経過している場合は、投票できます。3カ月が経過していない場合は、前住所地で投票することになる可能性があるため、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

Q 投票方法を教えてください

A 受付で投票所入場券(はがき)を提示してください。投票用紙に候補者1人の氏名を記載して、投票箱に入れてください(参議院選挙の比例代表の投票に限り、候補者の氏名の他に政党などの名称を記載することができます)。目の不自由な人は、点字で投票ができます。また、字を書くことが不自由な人は、投票所の事務従事者が代筆(代理投票制度)します。この場合、事務従事者以外の方が代筆することはできません。

Q 投票日当日に予定がありますが、投票できますか

A あらかじめ期日前投票ができます。

期日前投票制度とは

投票日(選挙期日)に仕事や用事などがあると見込まれる人が、投票日の前に投票できる制度です。

期日前投票の方法

期日前投票を希望する人は「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入の上、提出する必要があります。期日前投票宣誓書は各期日前投票所にも備え付けてあります。

Q 仕事でしばらく東京にいますが、どのように投票できますか

A あらかじめ、選挙人名簿登録地の市の選挙管理委員会に、投票用紙などを郵便などで請求し、滞在先近くの市区町村選挙管理委員会で、不在者投票をしてください。

不在者投票制度とは

滞在先の選挙管理委員会や不在者投票のできる施設として指定された病院、老人ホームなどで投票できる制度です。対象者は期日前投票と同じです。

※投票用紙などの取り寄せや投票記載後の投票用などの送付には時間を要しますので、早めに手続きをお願いします
 ※事前に滞在先の選挙管理委員会の受付日時を必ずご確認ください
 ※投票用紙などの請求に必要な不在者投票宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできます
 ※不在者投票のできる施設として指定された病院、老人ホームなどの施設に入院、入所されている人は、投票用紙などの請求について、各施設にご確認ください

Q 身体に重度の障害がありますが、どのように投票できますか

A 身体に法令が定める重度の障害があり、投票所で投票することができないと認められる人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けた上で、自宅などから投票できる制度があります。

請求方法

- ①郵便等投票証明書の交付を受けてください(交付申請方法は選挙管理委員会にお問い合わせください)
- ②選挙管理委員会から投票用紙等の請求書などを送ります

Q 期日前投票所はどこに設置していますか

A 市では5カ所に期日前投票所を設置しています。投票所ごとに開設期間や受付時間が異なりますので、注意してください。詳しくは、投票所入場券や市ホームページをご確認ください。

期日前投票所一覧

- ・市役所 2階 特大会議室(草津三)
- ・エイスクエア SARA 北館(西渋川一)
- ・市民交流プラザ(野路一)
- ・イオンモール草津モール(新浜町)
- ・立命館大学びわこ・くさつキャンパスセントラルパーク(野路東一)

滋賀県知事選挙と参議院議員通常選挙が7月に予定されています

詳しくは、後日送付する投票所入場券、市ホームページなどでお知らせします。市ホームページは、6月上旬掲載予定です。

市選挙管理委員会(3階、総務課内) ☎561-2301、FAX561-2483



選挙公報(候補者の政見・政策を記載したもの)について

選挙公報は、公示日(告示日)に候補者から提出される原稿を印刷して作成し、市内全世帯(有権者のいない世帯を含む)に届けます。そのため、自宅に届け

られるのは公示日(告示日)から1週間ほど要する見込みです。選挙公報は、市役所や各地域まちづくりセンターでもご覧いただけます。

投票所入場券(はがき)を持って投票所へ

有権者が3人以上の世帯は、2枚以上に分けて郵送します(はがきを持ってなくても投票できます)。



投票日と投票時間をご確認ください

投票所の名称と地図を掲載しています

新型コロナウイルス感染症への対応について

随時、市ホームページに投票所の混雑状況を掲載しますので、投票所へは混雑を避けて来場してください。

❖ **投票所での対策について**

- ・定期的な換気を徹底し、投票所に来場者用のアルコール消毒液を設置します
- ・投票事務従事者はマスクを着用し、飛沫防止パネルを設置します
- ・投票所内では一定の間隔を空けて、他の有権者などとの距離を確保します

❖ **皆さんへのお願い**

- ・来場時には、マスクの着用と手指の消毒をお願いします
- ・市ホームページで混雑状況を事前に確認し、混雑する時間を避けて来場するか、期日前投票を積極的に利用してください

❖ **自宅や宿泊施設で療養している人について**

外出自粛要請の期間が選挙期間中に係る場合は、郵便などで投票することができます(特例郵便等投票制度)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。担当課にお問い合わせください。
 ※濃厚接触者は、この制度の対象ではありません。通常どおり、投票所で投票できますが、感染拡大防止の徹底にご協力をお願いします